

参照条文（農業支援外国人受入事業に関するもの）

◎ 国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号）（抄）

（出入国管理及び難民認定法の特例）

第十六条の四（略）

2・3（略）

- 4 内閣総理大臣は、指針を定めようとするときは、国家戦略特別区域諮問会議の意見を聴かなければならない。
- 5 内閣総理大臣は、指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
- 6 前二項の規定は、指針の変更について準用する。

第十六条の五 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業（国家戦略特別区域内において農業支援活動（農作業に従事し、又は農作業及び農畜産物を原料若しくは材料として使用する製造若しくは加工の作業その他農業に付随する作業であって政令で定めるものに従事することにより、農業経営を行う者を支援する活動をいう。以下この項において同じ。）を行う外国人（農業に関する知識経験その他の事項について農業支援活動に従事するために必要なものとして政令で定める要件を満たすものに限る。以下この条において同じ。）を、本邦の公私の機関（第三項に規定する指針に照らして必要な措置を講じていることその他の農業支援活動を行う外国人の受入れを適正かつ確実にを行うために必要なものとして政令で定める基準に適合するものに限る。以下この項及び第三項において「特定機関」という。）が雇用契約に基づいて受け入れる事業をいう。第三項及び別表の四の五の項において同じ。）を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、法務大臣は、本邦に上陸しようとする外国人から、特定農業支援活動（特定機関との雇用契約に基づいて、国家戦略特別区域内に限って行う農業支援活動をいう。以下この項及び次項において同じ。）を行うものとして、入管法第七条の二第一項の申請があった場合には、当該特定農業支援活動を入管法第七条第一項第二号に規定する入管法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動として法務大臣があらかじめ告示をもって定めるものに該当するものとみなして、入管法第七条の二第一項の証明書を交付することができる。

- 2 外国人が前項の証明書を提出して入管法第六条第二項の申請をした場合における入管法第七条第一項第二号の規定の適用については、当該申請に係る特定農業支援活動を入管法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動として法務大臣があらかじめ告示をもって定めるものに該当するものとみなす。
- 3 内閣総理大臣は、国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業に関して、受け入れる外国人に対する研修の実施及び情報の提供、関係行政機関との連携の確保その他のその適正かつ確実な実施を図るために特定機関その他関係者が講ずべき措置を定めた指針を作成するものとする。
- 4 前条第四項から第六項までの規定は、前項に規定する指針について準用する。

◎ 国家戦略特別区域法施行令（平成 26 年政令第 99 号）（抄）

（法第十六条の四第一項の政令で定める基準）

第十八条 法第十六条の四第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一～三 （略）

四 次のいずれにも該当しない者であること。

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

ロ 出入国若しくは労働に関する法律の規定（二に規定する規定を除く。）であって法務省令・厚生労働省令で定めるもの又は当該規定に基づく命令の規定により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

ハ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第五十条（第二号に係る部分に限る。）及び第五十二条の規定を除く。）により、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯したることにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

ニ 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第二百八条、第二百十三条の二若しくは第二百十四条第一項、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第五十六条、第五十九条若しくは第六十条第一項、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第五十一条前段若しくは第五十四条第一項（同法第五十一条前段の規定に係る部分に限る。）、厚生年金保険法（昭和二十九年法律百十五号）第二条、第三条の二若しくは第四条第一項（同法第二条又は第三条の二の規定に係る部分に限る。）、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第四十六条前段若しくは第四十八条第一項（同法第四十六条前段の規定に係る部分に限る。）又は雇用保険法（昭和四十九年法律百十六号）第八十三条若しくは第八十六条（同法第八十三条の規定に係る部分に限る。）の規定により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

ホ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ヘ 過去五年以内に出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者

ト 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員（以下トにおいて「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（又トにおいて「暴力団員等」という。）

チ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であって、その法定代理人がイからトまで又はりのいずれかに該当するもの

リ 法人であって、その役員のうちイからチまでのいずれかに該当する者があるもの

ヌ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

(法第十六条の五第一項の政令で定める作業)

第十九条 法第十六条の五第一項の政令で定める作業は、次に掲げる作業とする。

- 一 農畜産物の生産に伴う副産物(次号において単に「副産物」という。)を原料又は材料として使用する製造又は加工の作業
- 二 農畜産物又は農畜産物若しくは副産物を原料若しくは材料として製造され、若しくは加工された物の運搬、陳列又は販売の作業

(法第十六条の五第一項の政令で定める要件)

第二十条 法第十六条の五第一項の政令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

- 一 出入国管理及び難民認定法第六条第二項の申請を行う日における年齢が満十八歳以上であること。
- 二 農作業に関し一年以上の実務経験を有し、かつ、農業支援活動を適切に行うために必要な知識及び技能を有する者であること。
- 三 農業支援活動を行うために必要な日本語の能力を有していること。

(法第十六条の五第一項の政令で定める基準)

第二十一条 法第十六条の五第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 法第十六条の五第三項に規定する指針に照らして必要な措置を講じていること。
- 二 国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業を遂行するために必要な経済的基礎を有すること。
- 三 前号に掲げるもののほか、事業実績又は人的構成に照らして国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業を適正かつ確実に遂行するために必要な能力が十分であること。
- 四 第十八条第四号イからヌまでのいずれにも該当しない者であること。